国債整理基金が行う国債の買入についての日本銀行金融

ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行が取扱う国債整理基金が行う国債の買入（以下「国債整理基金国債買入」という。）および国債整理基金国債買入についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項のうち、「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「入札連絡事務日銀ネット利用規則」という。）に定める事項以外の事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規則において「利用金融機関等」とは、財務大臣が国債整理基金国債買入のための入札に参加することができる者として決定した金融機関等をいう。

２．この規則において「利用先」とは、利用金融機関等の営業所等であって、日本銀行が国債整理基金国債買入についての日銀ネットの利用を認めたものをいう。

３．この規則において「売渡人」とは、利用先のうち、国債整理基金国債買入のための入札において応募が募入となったものをいう。

（買入内容の確認）

第３条　売渡人は、入札連絡事務日銀ネット利用規則第４条第１項第１４号の規定による通知の内容に異議がない場合には、遅滞なく、日銀ネットを利用して、その旨を日本銀行に通知する。

（買入の実行）

第４条　売渡人は、国債整理基金が国債の買入を行う日の日本銀行が別に定める刻限までに、売渡す国債を国債整理基金に引渡す。

２．売渡人は、前項の規定により売渡す国債を国債整理基金に引渡す場合には、当該国債について、日銀ネットを利用して、国債振替決済制度における国債整理基金名義の参加者口座への振替の申請を行う。

３．日本銀行は、前２項による国債整理基金への国債の引渡と引換に、当該国債の買入代金を売渡人に支払う。

４．日本銀行は、前項の規定により買入代金を売渡人に支払う場合には、当該買入代金について、日本銀行にある当該売渡人の当座勘定への入金により行う。

５．第２項の国債振替決済制度における国債整理基金名義の参加者口座への振替の申請は、取消すことができない。

（日銀ネットの利用に関する約定の解約）

第５条　日本銀行は、利用金融機関等が、財務大臣が国債整理基金国債買入のための入札に参加することができる者として決定した金融機関等から除外された場合には、書面の通知により、直ちに、国債整理基金国債買入についての日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。この場合、通知による解約は通知の発送時に効力が発生するものとする。

（事務処理の通知等）

第６条　日本銀行は、国債整理基金国債買入における買入の実行を行った場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、利用先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

（異議の連絡）

第７条　利用先は、前条の規定その他の日本銀行が定めるところにより日本銀行が行った通知の内容に異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡する。

（照会）

第８条　利用先は、国債整理基金国債買入に関する事項のうち日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会を行うことができる。

（手数料の支払義務）

第９条　利用金融機関等は、国債整理基金国債買入についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を日本銀行に支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第１０条　日本銀行は、日銀ネットの障害その他の事情によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いをするよう指示することができる。

（細則の制定）

第１１条　この規則またはこの規則に基づく国債整理基金国債買入の契約を履行するための手続その他のその履行に関し必要な事項は、日本銀行が別に定める。

（所要事項の決定等）

第１２条　日本銀行は、国債整理基金国債買入の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（規則の改正）

第１３条　日本銀行は、国債整理基金国債買入の適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。